

第 22 期第 23 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 6 年 3 月 5 日

第 22 期 第 23 回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 6 年 3 月 5 日 (火) 午後 2 時から

2 場 所 静岡県庁東館 16 階 OA 研修室 (静岡市葵区追手町 9 - 6)

3 議 題

(1) 諮問事項

ア 特定水産資源 (するめいか) に関する令和 6 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について 資料 1

イ くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について 資料 2

ウ 資源管理方針の変更について (くろまぐろ (大型魚)) 資料 3

エ くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和 6 管理年度における知事漁獲可能量の設定について 資料 3

(2) 指示事項

伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止について 資料 4

(3) 報告事項

太平洋広域漁業調整委員会について 資料 5

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	西原 忠	橋ヶ谷善彦	日吉 直人
	内山 希人	高田 充朗	金指 治幸	原 剛
	渡邊 俊了	鈴木 伸洋	安間 英雄	眞鍋 淳子
	三浦 綾子	影山 佳之		
Web 参加委員	田口 さつき			
欠席委員	李 銀姫			
水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	松山 創	永倉 靖大	椀 亮介	
事務局	伊藤 円	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第23回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。また、本日、田口委員はWeb参加、李委員は欠席となっております。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、こちらの会場についてですが、飲食可能となっております。水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話しく願います。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。鈴木会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私から。伊豆漁協稲取です。報告するような内容はひとつもないという悲しいことです。天候不順も、イルカの食害もあって、ゼロで帰ってきたりする日が多いです。

○西原委員

南駿河湾漁協の西原です。会長と同じように天候不順で出漁が少ないです。陸では、21日のシラス解禁を間近に控え、漁師がペンドックや網の修理をしています。

4月からの働き方改革の運送の関係で、30数年やってきた漁協での2時売りをやめることになりました。それでてんやわんやしています。日戻りのカツオ漁師は伝統のあるそれを

なくすな、ということで11時売りという案を提案していません。

昔は、仲買人さんも自分でトラックを持っていたのですが、今は運送会社に委託する仲買が多いもんですから、自分で時間の調整が難しいということで、午後2時売りをやめました。そういういろんな面で、今は会合続きですが、良い方向になるように協議しています。

○内山委員

浜名の内山です。シラスはメンテナンスの時期で休漁しています。11日からはタイ2そうびきが始まりまして、21日からはシラスが始まります。

浜名湖ですが、シラスウナギは獲れてないですが、価格が高いので水揚げはあるようです。ノリ、カキはだんだん終わりに近づいています。アサリは全くいない状態です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。フグの量は、去年よりだいぶ多いです。令和4年度が6.3トンで、令和5年度は、9.2トンありまして、だいたい1.6から1.8倍でした。その代わり、平均単価が令和4年度は約6,000円くらいでしたが、今年度は4,226円で、総水揚げ額は、令和4年度は3,818万円だったのに対して、令和5年度は、3,900万円でした。量はありますが、単価が去年に比べて1,800円くらい安いです。

フグ以外では、サヨリが1隻出ましたが、ほとんど量はなかったです。カツオも様子見で、先月も全然量がなく、今日も1隻新居から出ました船が10匹程度でした。場所も遠いので、行く日もなく、量もないので様子見です。

○橋ヶ谷委員

小川の橋ヶ谷です。漁場は、相変わらず大島周りです。漁獲量もこれといった変化はないです。ただ、先々週くらいからゴマサバ主体だったものが、マサバが多くなってきて、先週の木曜の水揚げみると、ゴマサバよりヒラサバの方が多いい状態になってきました。もう3月に入ったので例年より遅いなあという感じです。これからマサバの漁に期待したいですが、天候不順で休みが続く感じです。

○日吉委員

定置の日吉です。ブリの先遣隊が、熱海などで入っていま

す。高田委員に聞いたら 23 キロのものも揚がったそうです。全体的には、15 キロ程度の寒ブリです。魚価も良いです。

それが終わったらマイワシが来まして、どこの漁場でもすごい量です。金指さんにも電話しました。マイワシは、例年より 1 ヶ月くらい遅い感じですが、卵持ちのイワシが多いので、それでシラスが増えてくれればと思います。大羽イワシで、ぎとぎとの脂ではなくて、ほんのりした脂で美味しいです。

先程、西原委員からありました 2024 年の運送問題ですが、静岡県の漁業はチャンスかと捉えています。静岡県は首都圏に近いところにあるので、養殖物もペレットが高く、流通コストが魚に添加できない状況で、私たちが獲る天然魚が上がる吉兆になれば良いと思います。

○高田委員

いとう漁協の高田です。天候不順ですが、出れば 1, 2 月よりは東側の漁場はイルカも少なく、少し良いかとは思いますが。採介藻は、水温が上がってきて、このところはどうも良くないという状況です。以上です。

○金指委員

沼津まき網の金指です。ここでも話しましたが、1 月にイワシをちょっと獲りまして、それからは全然獲れなくなりました。サバは、石廊崎の漁場で少し獲りました。

大中型まき網が、静岡県の方に戻ってきまして、サバが少し獲れてたのですが、自分たちが行ってもなかなか獲れなかったです。

それっきり情報を集めながら、網のメンテをしながら待っていましたが、一昨日、日吉さんから良いニュースをもらいました。大中型も夕べにたくさんイワシを獲ったようでした。木曜からそのイワシを追いかけて操業したいです。2 月はさっぱりでした。

○原委員

由比港の原です。前回報告したときは、定置網は前は 1 日 180 キロの水揚げと言いましたが、今は 300 キロくらいになりました。量がないので相場が上がりました。ですが、量がないのでそもそも良くないです。

サクラエビは、解禁が 3 月 25 日になりました。それに向

けて準備しているところです。

○鈴木会長

みなさん、ありがとうございました。若干良い報告がありましたが、それ以外はというところで、4月の海区ではそれぞれの地域で、良い報告が出来るよう頑張ってください。

○鈴木伸洋委員

鈴木会長に質問で、イルカの食害は具体的にはどのような魚種がどのような状態で被害を受けているのですか。

また、渡邊委員に質問で、フグの魚価が良くないとのことでしたが、全国的にどのような影響があるのですか。

その2点を教えていただきたいです。

○鈴木会長

イルカは、キンメ漁をやっていると船の周りに集まってきます。

去年、轟音玉という爆竹を講習を受けてやったのですが、最初のうちはイルカが跳ねて瞬間的にはいなくなりましたが、イルカもだんだん慣れてきて、それが鳴っているとキンメがいると学習してしまう状態です。最近ではそれを使う船もいないです。

イルカは、仕掛けを下げている船と上げている船が分かるみたいで、上げている船には群れでやって来ます。

簡単な言い方をすると、ワカサギ釣りで、円形の氷の穴の前にネコが3匹いて、釣れたワカサギを食べられているという感じです。

イルカに狙われると、キンメはほぼ揚がってこないです。サメだと10匹中3、4匹は助かることはありますが、イルカだとほとんど全て食べられます。

1番良くないのは、親子でイルカがいるときです。子どもにエサの捕り方を学習をさせているので、キンメをはね上げて、大変です。

○渡邊委員

フグは、去年よりは平均1,800円くらい安いというのは、去年から1.6から1.8倍獲れていることもあるのですが、全国的に、今まで漁がなかった福島や宮城でも獲れていて、静岡より安い値段で東京に送られています。そのため、東京に送ることができません。

そうすると地元の消費しかないのですが、浜松では元々食べる文化もなく、フグ店も少ないです。それ以外の市場に送るとなっても愛知、三重は産地で被るし、東京には送れず、販売ルートがないという状態です。

○鈴木伸洋委員

ありがとうございます。トラフグについては、この状況はしばらく続くのではないかと思います。唐戸でもかなり困っていて、値段が付けられないようです。渡邊委員、会長、ありがとうございました。

○鈴木会長

それでは、本日の議事録署名人を、日吉委員と三浦委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項の「ア 特定水産資源（するめいか）に関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

事務局の池谷です。

諮問事項（1）「ア 特定水産資源（するめいか）に関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について」ご説明します。

座って説明させていただきます。資料1をご覧ください。

まず、資料の構成を御説明します。

1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3ページが県公報告示案、4ページが国からの配分通知、5、6ページが参考資料として当初配分の考え方と漁業法の関係条文抜粋、末尾の7ページが知事からの諮問文となっております。

1ページのIの概要から御説明します。知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします。

まず、【都道府県漁獲可能量の設定】について4ページを御覧ください。こちらは国からの通知で、令和6管理年度の

するめいかの本県への当初配分通知となります。配分を「現行水準」と定めています。「現行水準」と定めた根拠については、5 ページのとおりで、こちらはこれまで何度か説明しておりますので説明を省略させていただきます。

1 ページにお戻りください。【知事管理漁獲可能量（案）】について説明いたします。

只今、御説明したとおり、するめいかについて、国が「現行水準」と定めたことを受け、知事管理漁獲可能量を令和 5 管理年度と同様に表のとおり「現行水準」と定めたいと存じます。

施行の際は、3 ページの内容により県公報に告示し、県 HP でも公表予定です。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

参考の県資源管理方針の制定の【経緯】と【県方針の変更】については、何度か説明しておりますので説明を省略いたしますが、今回、都道府県漁獲可能量に変更がなく、知事管理漁獲可能量の設定も変更ございませんので、変更は不要となります。

それでは資料 2 ページの諮問事項になります。特定水産資源（するめいか）の令和 6 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき諮問いたします。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、するめいかの令和 6 管理年度における知事管漁獲可能量を、現行水準と定めることについて、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

静岡の場合は、スルメイカはほとんどが定置網で獲っていて、富戸と北川でよく獲れます。江戸時代から干して江戸に送っていたと聞いています。

今は少なくなって、今日も5キロだけ揚がりました。単価は2,400円でヤリイカより高いです。これでは塩辛にもできないです。

こんな状況ですが、国の方々はスルメイカはいると言っています。以前、水研センターの研究員に質問しました。1年魚のスルメイカをどう予測するのか。回答は、1年魚の予測をするのは不可能とのことでした。

ですが、国はいると言っています。TACの消化率は17%です。伊豆の西岸では、以前スルメイカで食べていた船もたくさんありました。今はわずかしかなかった。他の地区の漁業が静岡県海面にも影響しています。数量管理されているのは上位8県くらいだけです。

沖底と比べ、定置は資源に大きな負荷はかけてないと思いますが、獲っている以上、私も資源に負荷をかけていると思います。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

水産研究・教育機構のサイトに掲載されているR5年度スルメイカ冬季発生群の資源評価を読んだのですが、2023年漁期の資源量は1979年以降で最低の10.1万トンと予測されています。2023年漁期の親魚量は過去2番目に少ない4.1万トンと予測され、限界管理水準を下回り、1.4万トンの禁漁水準は上回ると記載されています。

これを見ると、スルメイカは禁漁水準に近づいているのではと思います。親魚量は必ずしも良いとは思えません。

先程の日吉委員のお話を聞いていると、国の会議では深刻さが伝わってこないです。それはどうしてなのかと思います。

また、2022年の資源評価では、2023年の親魚量は7.1万トンと予測されていましたが、2023年の評価では4.1万トンの評価に修正されていました。質問ではないのですが、どうしてなのかなと思いました。

○池谷主幹

資源評価は、毎年リバイスしているものですから、2022年

時点の予測と 2023 年の漁期中の評価は変わってくると思います。国が注視していることは、限界管理基準値に達すると漁獲シナリオを見直さなければならぬため、そこにならない限りは今の MSY の中では、3 カ年間同一漁獲量を維持するとなっています。

必要によって漁獲シナリオを見直さなければいけなくなると、国の方で意見交換会や担当者会議など説明が行われると思います。

○田口委員 禁漁になった場合は、全国一律に禁漁が適用となるのですか。

○日吉委員 田口さんの言うことが事実だと思います。ですが、なかなか禁漁にはならないと思います。

水研センターの研究者も、1 年魚のスルメイカは評価できないと認めています。その年に獲れた獲れないしか分かりません。

日本の漁獲量が、世界で 11 番目になったと正月の新聞に載っていました。南国のフィリピンの下でした。ちゃんと資源予測ができていれば、こんなことにはならないと思います。

他国では、資源予測にしたがってきちんと禁漁をしています。日本では、理由もあり禁漁することができず、それが大きな原因になっていると思います。

○西原委員 サンマの産卵地が発見されたと新聞に載っていましたが、スルメの産卵地について分かる方がいれば教えて欲しいです。

○高田委員 産卵は、伊豆だと 4 月頃の小さいムギイカが、6 月頃に 2 世イカとなり、8 月に大型になって産卵します。夏場のうちは、活魚の水槽でも、そこで交尾をして、バスケットボールくらいの卵塊を産みます。

定置を見ていると、時期が全然ずれてしまっています。大型のイカがいないです。イカのサイクルが変わってきています。

○西原委員

他のイカは定着ですが、スルメイカは回遊しますからね。

○影山委員

私は、伊東分場にいたときにスルメイカの担当したことがありました。それ以降の情報はあまり勉強していないので最近の情報は無いですが、私が担当していた当時は、主な産卵場は東シナ海と記憶しています。ピンポイントであるというよりは、かなり広く散らばっています。

日本に来遊するもののメインは、冬生まれ群です。年々によって発生時期がずれたり、海流によって小さいイカが日本沿岸に回遊してきます。

私はそこからイカ釣りの解禁をどうするのかということ判断していました。定置の獲れ具合をみて、前年と比較するなどして、来遊するイカ群れの大きさや漁獲サイズになる時期がいつになるのか、ある程度予測できて、では解禁日はいつ頃にするのかという情報提供をしておりました。

これだけ日本沿岸に来る資源が減っているのは、全体的に資源が減っているということだと思います。推測ですが、日本の漁業だけでなく、南の方でかなりダメージを与えている漁業があるのではないかと思います。

スルメイカは、危険な水準になってきていると思います。残念ですけど、規制をするなりして、回復することを願います。

入庁したときはイカがどんどん獲れて、伊豆半島の漁師は水揚のかなりの割合をイカで占めていました。

今獲っている底曳きだけで規制をすれば増加に転じるわけではなく、さらに広い範囲での対応が必要だとおもっています。

○日吉委員

影山委員のおっしゃるとおりだと思います。高田さんがいうとおり、静岡県にはイカ釣り漁師はほとんどいません。仁科の人もういないです。漁獲データには、ソナーの漁獲圧は換算されていません。

一般の人は北朝鮮船が獲っていると言いますが、あんな木造船でどうやってたくさん獲るのか。影響は大きくないと思います。本当の情報が一般の人に伝わっていないです。

○鈴木会長

仁科にはイカ釣り漁船が5、6隻残っています。1日200キロ揚がったら、次の日は0みたいな感じだそうです。西伊豆のおきあがり食堂は、定置のイカに頼っています。

昔は、築地のイカの半分は稲取のイカと言われていました。それくらい獲れていました。今では、イカの仕掛けがどんなのかも忘れてしまいそうです。

それでは、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、諮問事項のア 特定水産資源（するめいか）に関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項のイ ぐろまぐろ（小型魚及び大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。座って説明させていただきます。資料の説明に入ります前に、今回の諮問の概要を一言申し上げます。この度、例年やってまいりました他県との融通、譲受ですね、これが成立いたしまして小型魚、大型魚ともに少量ですが本県分として増枠できることとなりました。県としましては、現在の採捕状況を踏まえて、どちらも県留保として保持したいという内容で諮問をいたします。

それでは資料に沿って御説明しますので資料2を御覧ください。資料2のIの経緯のうち【資源管理の経緯】につきましてもは割愛いたします。その下の【資源管理にかかる近年の状況】については、書きぶりについて御指摘を受けていることから、前回から若干変更をしております。

まず1ポツ目に記載のぐろまぐろ数量管理については、最も大事な事をゴシックで強調しておりますが、まずは県の漁獲枠を超えないこと。本県は本県の枠を越えないこと、これを最大の目標としております。その一方で、やはり国内で枠が沢山残るということが国際交渉の場で不利になる可能性もあり、枠を有効に使うということも同時に求められています。

す。

2 ポツ目は融通制度のこと、そして3 ポツ目については、まさに本日お話しする現状となります。くろまぐろの資源保護が始まった平成 20 年代の後半に比べ、今は資源管理の意識、つまり枠の遵守に対する意識やその技術、実行能力が格段に向上しており、県内でも漁業者さん方による調整の御努力によってここまでやってこれたと感じております。

ただ、現在は全国的に見て、漁獲上限付近まで来ている県が多く、どこの県も苦慮しておりまして、資源管理そのものに取り組んでいる中で、くろまぐろの資源が増加傾向にあり、今までのやり方だけでは苦しいと体感的に感じているところでございます。こういった前提の中で下のⅡ、諮問事項の部分で今年度における現在までの採捕状況について御説明いたします。

(1) 小型魚の所を御覧ください。定置漁業においては、12 月の海区委で諮問し答申を得ていた条件つき留保解放を 2 回、2 月 21 日と 29 日に行いました。定置では小型魚の放流を年度当初から継続しておりましたが、これは年度末にイワシやブリの盛漁期を迎えるため、今の時期に備え継続して放流してきたという事情があります。2 月には 1 日数千尾を放流することもありました。

漁船漁業等においても、前回、1 月の海区委後に 2.7 トンの留保解放を行いましたが、こちらも海に行けば釣れるという状況ですので、一気に消化が進み、2 月 6 日には採捕停止命令を発出しております。

次ページに県全体の消化率をお示ししておりますが、小型魚については現時点で既に 90% を越えており、残枠が 3.2 トン。県といたしましては、残り 1 か月間をなんとか県枠超過を防ぎたいと考えております。また、その下に繰越しの話を書いておりますが、ここ何年か WCPFC の交渉で認められている繰越しにつきましては、県全体の自県残枠が本県の最大繰越し数量 2.9 トンを下回る可能性があるため、タイミング的に最後の融通で小型魚の譲受要望を行いました。その結果、この度、1.2 トンの譲受が成立したため、今回、これを県の留保として、来年度に自県繰越しできるよう、保持したいと思っております。

以下に今回の諮問内容を記載しています。前回までの諮問
答申済み事項、それから参考として、国全体の消化状況につ
いては、こちらにお示ししたとおりです。

次に(2)の大型魚について御説明いたします。漁船漁業
等における現時点の大型魚の採捕量は、はえ縄漁業が6.7ト
ン、ひき縄釣漁業が5.0トン。また、前回の海区委でも報告
いたしましたが、その他において0.2トンの採捕がありました。
こちらにつきましては、前回報告した時点から、はえ縄、
ひき縄釣漁業ともに消化が進んでおりまして、ひき縄釣漁業
については消化率が94%となっています。

その下の定置漁業について御説明いたします。こちらは、
私が担当となってから5年目なのですが、今までと異なる状
況となっていますという報告になります。2月に大型魚の入
網が相次ぎました。28日にはイワシの群れが定置に入り、そ
の中にクロマグロの大型魚もいたということで、放流を20
尾以上したと思う、と言われる位に多くの、20トン程のイワ
シとともに放流したと聞いております。その日は放流しても
1日1トンを越える採捕があり、消化率が99.7%となったた
め28日付けで採捕停止命令を発出しました。イワシを追い
かけて入網するような事を聞いておりますが、これからブリ
の入網も始まる中で現在もクロマグロの入網が収まる見込
みは立っておりません。本日も100キロ位のクロマグロを放
流しましたと、ある定置から報告を受けておりますので静岡
県の沿岸に大型魚が相当数いるというように思っております。

県全体としては消化率が既に70%を越えております。残
枠は7.3トンと記載しておりまして、残りがまだあると思わ
れるかもしれませんが、この数値は、自主IQ、漁獲割当によ
る管理、すなわち、はえ縄漁業をやる漁業者さん達が個々の
枠を決めて採捕する方式をとっていますので、これはその方
達が個々の割当てとして使っていく見込みになっています。
それ故、残り約1か月間、県枠を超過しないように資源管理
をやっつけていかねばならないと考えております。

ここからは担当としての考えになりますので資料には記
載しておりません。今、来年度に繰り越せるだけの手持ちが
ないという課題があるのですが、それ以上に、最大の課題で

ある県枠を越えないということを死守しなければならない状況になっています。

本県はもともと大型魚の枠が少ない県にあたりまして、他県からの譲受ですとか翌年度繰越しによる再配分を受けながら枠を増やして消化する、また漁船については枠管理のために放流を継続し、出漁調整を行う、採捕者の中で調整を続けながらなんとか資源管理の体制を作ってきたという実情があります。定置の側でも大型魚については、余った分を枠の有効利用のために漁船に渡してくれながら県内の消化を進めて来たところでございます。

こういった中でなんとかやりくりしてきたのは承知しているのですが、ひとたび県枠をオーバーしてしまうと、繰越しで持って行ける自県分はゼロ、オーバーした分は来年の枠から引かれてマイナススタート、さらには一生懸命やっている8割メリットも付かなくなりますので、何とかして回避したいという中で、資料に戻ります、(2) 大型魚のところゴシック体で記載しているとおり、クロマグロの資源管理において最も重視されるのは県枠を越えないこと、ですので今の状況で、本来であれば漁船漁業等に他県からの譲受分を1/2ずつ「はえ縄漁業」と「ひき縄釣漁業」に分けるところだったのですが、それをやれる程、県枠に余裕がないという中で、一度諮問答申をさせていただいたものを変更して、今回新たに配分される2.8トン全量を県留保として保持したいというのが、今回の最も重い諮問の内容になります。

この追加された2.8トンを留保にして最後どうするのか、来年、自県分として繰り越せるのは1.4トンまでという問題があるものですから、1.4トンを除いても残枠に余裕がある状態で年度末まで来た上で、漁業者間で利用可能な漁獲枠の調整が整った場合には、今回留保に入れる一部を、該当する知事管理区分に配分したいと考えております。

それを諮問文にしたものが3ページに記載の(今回の諮問内容)のとおりで、大型魚については、2.8トン全量を県留保とする。それから、その2.8トンについて、何時とか、何トンとは書いておりませんが、漁船漁業等のうち「はえ縄漁業」、「ひき縄釣漁業」並びに「定置漁業」の業界内で調整を行って上手く話がついた場合は、知事にその調整結果と配分

希望数量を報告した場合には、知事はその管理区分に対し、当該数量を配分したいと思います。

前回までの諮問答申済み事項は、下に4つのポツで書いておりますが、一番上は今回、この内容変更そのものを諮問いたします。2ポツ目の留保開放時の処理は済んでおります。それから3つ目と4つ目のポツにつきましても、今年の実績の中で定置で数量が余れば、そして定置の業界内で合意が得られた場合にはその数量を漁船漁業等へ移しますよという調整をしてきたところですが、既に2月の入網状況、月の途中で相当量が入ってきており、2月に行われた定置の役員会の中でも枠の譲渡は難しいねという話をされておまして、それが無理だという結論になりましたので、同時に4ポツ目も今回、行われたいということになります。

参考までにその下に全国の状況を記載してございます。大型魚については、特記事項的に、知事管理区分、都道府県で管理している部分については1月の末の時点で既に77.5%を消化しておまして、国全体の消化率に至っては88.9%です。本県の消化が2月でこれだけ進んだことを考えますと、恐らく今年度、国全体の中でどれだけ枠を残せるか、枠をオーバーしないで終わらせることができるかがどこの県も課題になっているであろうという様に思っています。

以上が現状と今回の諮問する内容となります。ここまでは全て文字と言葉で説明をして参りましたが、添付資料がございます。細かくは御説明しませんが、4ページ目に現在までの知事管理漁獲可能量の消化状況を、これは年間や期間別にお示ししたのようになりますが、今年はいくつも消化状況が月によって大きく動きましたので、5ページにさらに細かいものとして、4月以降の月別の消化状況をお示ししております。

小型魚につきましては漁船も沢山枠を活用して下さったと思っています。定置については何万尾も放流していく中で、盛漁期にあっても放流を継続していただいています。大型魚につきましては、先ほど報告したとおりですが、県全体で残枠がほとんどございません。

1番下に譲受とかいてありますが、小型魚は1.2トン、大型魚は2.8トンが3月7日に配分される予定となっております。

ます。

続きまして6ページはいつもの横書きの数値変更の表となっておりますが、詳細説明は割愛させていただきます。7ページにつきましては、今まで、国からの配分数量が来ていないのですが、先週、農林水産大臣から知事宛にこの数量で如何かという照会がございまして、こちらから異存ない旨回答したところでございます。8ページがその数字を基に、今御説明いたしました譲受分の配分方法について、知事から海区会長にあてた諮問文、それからその内容で問題ない旨の答申をいただいた場合には、9ページの案にございますように、国からの配分があった暁には、この案をもって公表したいと存じます。続く10ページには漁業法の根拠法令を抜粋してございます。

以上が今回の諮問内容の御説明になります。最後に3ページの下半分ですね、3ページにお戻りください。2の諮問事項、漁業法第16条第5項に基づき、知事管理漁獲可能量を変更したいので、同上第5項で準用する同上第2項の規定に基づき諮問いたします。

なお、答申をいただいて先ほどの告示案を公表する場合に、軽微な変更等ございましたら、事務局に修正をご一任いただければと存じます。今回の諮問については以上で説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、クロマグロのTAC管理が始まって以来、定置漁業の皆さんには大変ご協力いただけてきましたが、現在200キロを越える大型魚が次々と入網しているという状況であります。定置の皆さんの今まで努力を無駄にしないよう、皆様には他県からの譲受分の扱いについて、特に大型魚では一度この場で諮問し答申をいただいた内容を変更いたしますので、その点についても御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

ありがとうございます。マグロの管理が始まって、10年目になります。マグロが厳しい管理になった当初は、日本定置は大反対でした。これは大変な管理でした。ですが、今回のことで魚は管理すれば増えることが分かりました。

前回の海区では、定置は余裕のあるようなことを言いましたが、先日、熱海の定置から電話あって200キロのくろまぐろが何10本も入っているとのことでした。

定置網というのは、魚どいから追い込んでいき、水揚げします。そのときに、肩網を下げることで、マグロを放流します。そうすることで、表層の魚は出すことができます。ただそれをやると、イワシやサバ、ブリ、スルメ、サワラも出て行ってしまいます。小型魚の場合は、さばすくい網を使って、箱網の外に出して放流することもできます。

定置網の中では、表層の魚はある程度出入りしています。マグロは2、30分で網から出て行きます。

今、定置の消化率は99%を超えています。今は定置の盛漁期であります。これからブリが入ってきます。ブリは値が付きます。そんなブリを逃がしてまで、マグロはいません。

網の肩を落とすとブリはほとんど逃げていきます。定置網にはブリ金庫というものがあり、ブリはお利口さんなので、ブリ金庫にはブリだけが入っていきます。網を落とすとすぐに出て行きます。

私も定置協会の代表として、はえ縄とかひき縄の方たちに電話をして、今回の件に対して、内々的に了承してくれました。静岡県の方々は、資源管理の意識が高く、すごく感動しました。

今、相模湾全体に大型マグロが回っています。先日、静岡県と神奈川県の間で定置に430kgのマグロが入りました。そんな状況です。

8日には、定置の緊急会議を開いて、この対応をどうにかしようと検討します。これから盛漁期に入っていく中で、県として留保枠として残してくれることはすごくありがたいです。

駿河湾でもいつくるか分かりません。あと、十数日ですが、今回の諮問についてはよろしくお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 諮問事項のイ くろまぐろ（小型魚及び大型魚）に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、原案のとおり了承します。

ここで 1 時間経ちましたので、休憩をしたいと思います。

（休憩）

○鈴木会長

時間になりましたので、再開します。

それでは、諮問事項のウ 資源管理方針の変更について（くろまぐろ（大型魚））と、諮問事項のエ くろまぐろ（小型魚及び大型魚）に関する令和 6 管理年度における知事漁獲可能量の設定についてですが、これらは関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

続きまして、来年度、令和 6 年 4 月からのくろまぐろに関する標記の件について、引き続き松浦から御説明いたします。こちらは今回、資源管理方針の変更と来年の管理区分ごとの数値設定について併せて諮問をさせていただきます。よろしく御願いたします。

I の概要に記載の【資源管理の経緯】につきましては過去から御説明しているところですので割愛いたしまして、まずは大型魚の資源管理方針の変更についてからご説明いたしますので、その下の 1、静岡県資源管理の方針についてというところを御覧ください。

資源管理方針の概要につきましては（1）のとおりです。くろまぐろは小型魚、そして大型魚に分けて策定し公表しておりまして、ここに県としての管理の手法、例えば漁船漁業や定置漁業の定義や漁獲時期、報告方法等など個別のものについて定めながら、県全体の枠の配分の考え方等について定めています。

その下の（2）になりますが、今回の変更概要です。くろまぐろ（大型魚）のうち、漁船漁業等のうち、はえ縄漁業の漁獲可能期間を変更したいというもので、これは漁の開始時

期の変更で、今までは12月開始だったものを、4月からの一年間に変更するといったものになります。背景といたしましては、はえ縄漁業をやっておられる漁業者さんは自主IQをやっていると先ほど申しましたが、一定の枠の中で、今は5名の漁業者が漁獲量を割り当てて使っています。

当初、先にこの枠を利用していた漁業者さんは魚価コントロールのため、値の良くなる12月以降に採捕・出荷することを自主ルールとして決めていたので、それを反映した漁獲時期となっておりましたが、現在の参加者の中から、自分の枠がある中で管理をするので、12月からの採捕にこだわらず、4月からの採捕を希望する方が出て参りました。こちらについては漁業者さん同士で話し合いを行い、それで良いということになりましたので、今回、採捕期間を4月からとすることとなりました。

2つ目のその他につきましては、漁船漁業等におけるはえ縄漁業及びひき縄釣漁業の定義を一部修正してございます。こちらは今書いてあるものよりも、より具体的に漁業を定義したのみで大幅な定義変更ではございません。

以上が資源管理方針の変更に係る部分になります。変更については事前に水産庁と協議を済ませております。

次に、次ページにあります2の令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明いたします。まず、静岡県令和6管理年度の県別漁獲可能量は以下のとおりとなっております。小型魚は29.8トン、こちらは今年度と変わりありません。大型魚は14.6トンで今年度から+0.1トンの増となっております。これはWCPFCで日本全体の小型魚から大型魚への国内振替え可能な数量の上限が増えた関係で、今まで端数として切り落とされていた数量が配分可能な数量として付いたものです。何か大幅な変更があったかというわけではありません。

この数値を令和6管理年度にどのように配分するかをお示ししたものが(2)にお示した表のとおりです。配分の考え方は表の下に小さく記載しておりますが、申し訳ありません、途中で文が切れておりました、まずは、小型魚、大型魚ともに基準年と言われる年度の実績割合を元に漁業種別に配分しています。漁船漁業等と定置漁業の分け方はそう

いったルールです。表の下の※1 が不手際で表中の説明が途中で切れてしまっておりますが、漁船漁業等においては、令和4年度から新たに区分を増やしておりますが、令和5管理年度と同様の方法で、すなわち、これら区分を分ける際に対象となる漁業者さんと調整し資源管理方針に反映した方法に則って配分しております。

先に御説明した資源管理方針の変更及び来年度当初の数量配分につきましては、本日の委員会にお諮りする前に、県内2箇所で開催し、さらに文書にて県下の沿海漁協さん、関係団体さんにも意見照会したものを、こちらにお示ししているという状況です。本日の海区で問題無い旨の答申をいただきましたら、こちらでも知事から農林水産大臣宛に数量設定にかかる承認申請を行います。詳細な部分については、後ほど続く資料を御説明していきます。

以上が来年度に向けた本日の諮問事項の2点となります。なお、一部、来年度に向けた繰越し後の数量処理について、通常であればこの場で同じようにお諮りするのですが、現時点の県の考え方について、諮問とは別に、この場であらかじめ御説明しておきたいと思っております。

3の繰越しによる再配分後の処理というか所を御覧ください。3の1ポツ目になりますが、来年度も令和5管理年度の残枠について、国全体で17%まで繰越しが認められています。県別に見れば、年度当初枠の10%までを自県分として翌管理年度に持って行くことができるようになっています。

来年のスケジュールとしては、5月下旬頃に国から県へ追加配分の数量が通知される見込みです。しかしながら、先の諮問でも御説明したように、今年度のクロマグロの消化状況から見て、自県繰越し可能な数量の全てを、繰越しに充てることはできないかもしれません。また、国全体の残りを見ても、大型魚の国内消化率は1月末で90%近く消化していることから、日本全体として結果がどうなるか分からないといった状況にあります。

再配分の方法については、3ページの上を御覧ください。こういった状況下で繰り越せる数値やその配分方法は未定であり、さらには既に枠の管理が苦しいといった状況にあります。

このため、通常であればこの時期に来年度繰越しが来た場合にこういった配分処理をしますよ、速やかに枠を分けて資源管理が上手くいくようにしたいですよという諮問を行います。クロマグロの来遊状況が例年とは異なる状況下にあることから、追加配分の方法は来年度4月の海区委にて諮問したいと考えております。

状況説明は以上です。添付資料として、諮問内容を具体的に御説明したいと思っております。4ページに資源管理方針変更にかかる知事から海区会長あての諮問文を、次の5ページ以降に、資源管理方針の変更点をお示しした新旧対照表を添付してございます。こちら5ページの下に下線を引いてあるか所がございますが、こちらにはえ縄漁業の定義付けの変更を、一枚おめくりいただきまして6ページの上部には漁獲可能期間の変更を、同6ページの下にひき縄釣漁業の定義付けの変更を記載してございます。8ページから12ページまでは新旧対照表でお示しした変更箇所を下線部分にてお示しした、くろまぐろ（大型魚）の資源管理方針の溶け込み版となっております。ここまでが資源管理方針の変更点です。

続きまして13ページが令和6管理年度の本県に配分される漁獲枠の大臣からの通知文書、一枚めくっていただきまして14ページが知事から海区会長あての配分された数量を知事管理区分としてどのように分けるかについての諮問文、15ページがその告示案、最終ページが法令根拠となります。

以上、一連のものが来年度のくろまぐろ資源管理にかかる諮問の詳細となります。

資料の3ページにお戻りください。Ⅱの諮問事項の部分になります。1資源管理方針の変更については、漁業法第14条第9項の規定に基づく方針の変更について、同条第4項の規定に基づき諮問いたします。2の知事管理漁獲可能量の設定については、年度当初分を対象とし、漁業法第16条第5項で準用する同上第2項の規定に基づき諮問します。

なお、今回の諮問で問題無い旨の答申をいただいて、告示する際に軽微な変更があった場合には、事務局に修正を御一任いただきたいと思います。以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

- 伊藤事務局長 ただいま、担当から説明がありました。皆様には、まずはくろまぐろ（大型魚）に関する資源管理方針の変更について、それから来年度のくろまぐろ小型魚と大型魚に関する当初配分案について、御審議いただきたいと存じます。
- 鈴木会長 ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。
- 日吉委員 説明があったように、3隻のはえ縄船があつて、大間などの漁期が終わつて、豊洲の魚価が高い時に操業をし始めていると思います。
魚価が良いときにやるのが普通だと思うのですが、何の目的で要望がでたのかと思いました。
- 松浦主査 許可の関係で操業域が異なっており、海況に違いがあるため、IQがある中で、操業期間を変えても良いとなりました。話し合いの場には、県も同席しておりました。
- 日吉委員 報告体制について、問題等が起こることは避けたいので、きちんとしていただきたらと思います。
- 鈴木伸洋委員 諮問の内容についてですが、資料5ページの新旧対照表の表現で、例えば、はえ縄とかひき縄釣り漁業のところ、新の方については具体的なことが括弧書きで書いてありますが、旧の方は、静岡海区漁業調整委員会指示〇〇とあります。指示の内容は、新の方の具体的な文言だったのですか。
- 松浦主査 資料を添付しなくて申し訳ありませんでした。おっしゃるとおり、指示の内容は、具体的な文言となっております。
- 鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項のウ 資源管理方針の変更について（くろまぐろ（大型魚））と、諮問事項のエ くろまぐろ（小型魚及び大型魚）に関する令和6管理年度における知事漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、(2) 指示事項 伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止について御説明致します。

資料4を御覧ください。まず、委員会指示をした経緯についてです。

本指示は、平成16年から毎年発令している指示でございますが、いとう漁協は、伊東市から助成を受けて、伊東市内の6地区（宇佐美・伊東・川奈・富戸・八幡野・赤沢）において、粗朶魚礁を設置するなど、いか類の資源保護の努力をしております。

一方、遊漁者によるいか釣りも全国的に盛んになり、当該地区においても、産卵のため岸近くに回遊してきた親いかが無秩序に釣り上げられてしまい、資源保護には好ましくない状況でした。

このような中、いとう漁協が行っているいか類の資源保護活動の実効性を確保するためには、遊漁者の協力が不可欠であることから、4月～9月の産卵時期に沿岸域に來遊するいか類（主にアオリイカ）の採捕を禁じる指示を伊東市内6地区においては、平成16年から、熱海市網代地区については令和2年度から指示しております。

2ページを御覧ください。今年度も本指示の発令を求める要望書がいとう漁協から提出されております。伊東市6地区と熱海市網代地区の採捕禁止を要望している区域図は11ページから14ページに添付しております。

1ページに戻りまして、「Ⅱ 指示事項 今後の取扱いについて」を御覧ください。

1点目として、いとう漁協からの要望を受けて、これまでと同様に禁止期間を4月1日から9月30日までとし、指示の有効期間を令和6年4月1日から2年間としたいと存じ

ます

2点目として、了承いただけましたら、3頁から10頁の告示案のとおり県公報にて告示します。今回の変更点は下線部の引かれている箇所、3頁の告示番号、告示日、と4頁末尾の「6指示の有効期間」を令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」の修正となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い致します。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行の指示内容を継続することについて、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○高田委員

伊東は、禁止海域が長くなっておりませんが、本来は防波堤の先が立ち入り禁止でした。

この指示を初めて作る時に、青年部が魚礁を入れたところがあって、水温が低いときには、7、8メートルのところで産卵が始まって、だんだん水温が上がると、終いには40メートルくらいでも産卵するということが分かりました。魚礁を入れることによって、陸からの釣りが増えました。

この指示は、遊漁を規制し、この海域の定置でも獲れるようになればと始めるようになったものです。ですので、引き続きお願いしたいと思います。

○日吉委員

元々、アオリイカの粗朶も富戸でやっていたそうです。ここでみると県民の方がレジャーで釣りするのを妨害するよう見えますけれども、他でも釣りをできるエリアはたくさんあります。粗朶の所だけやらないでね、という指示であります。

指示になってから長いものですから、釣り人はみんな守ってくれています。一部県外の方が、指示を知らなくて、違反する場合があります。

すが、産卵時期は、ほぼずれてはいないそうです。

○鈴木伸洋委員

多分、平均的に1度くらい水温があがっている可能性がある
るので、引き続きそこらへんを見ながら、ダイバーさんも含
めて、情報を集めていただきたいと思います。その方がより
効果があると思います。

軟体類は、水温の変化に影響されやすいので、1ヶ月のズ
レでもかなり変わると思いますので、よろしくお願いま
す。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原
案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 指示事項 伊東市及
び熱海市におけるいか類採捕の禁止について、原案のとおり
了承します。

続きまして、(4) 報告事項 太平洋広域漁業調整委員会に
ついて、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

資料5を御覧ください。太平洋広域漁業調整委員会が開催
されたことを報告いたします。

2月29日に太平洋広調委が開催され、高田委員には東京
の会場で参加いただきました、ありがとうございました。事
務局からは私が傍聴しましたので、その概要について報告い
たします。

資料は1枚めくっていただきまして、会議資料1の1から
1の4までの10頁、と会議資料2-1から2-4、会議資料3-1
から資料4-2までとなっています。

報告は主に本県に関係のある部分を抜粋して説明いたし
ます。まず次第の議題(1)太平洋クロマグロの遊漁の指示に
ついてですが、こちらは令和4年度から始まった遊漁のクロ
マグロ小型魚の採捕禁止と大型魚の採捕報告についての指
示を令和6年度も継続するものです。

今年度令和5年度との相違点は、採捕報告期間の短縮（現行5日を3日以内）と時期別採捕枠の設定の見直しでした。詳細は会議資料1-1の1頁2頁を御確認ください。参考人として出席した遊漁4団体の代表者から本指示について、将来的には遊漁の枠をもっと増やしてもらいたい、C&Rによる釣りを枠外として認めてもらえないかといった意見もございましたが、いずれの団体も本指示の発動に賛同するというものでした。水産庁からはC&Rであってもキャッチした時点で採捕にあたるため、リリースすれば無制限にやって良いとはならないと説明がありました。

また、会議資料1-1の2頁下部の「3. 委員会指示に違反した者への対応について」で、これまで違反があった時は指導文書の発出、再度の違反で裏付け命令、3度目の違反で罰則の適用となっていました。本指示が一定の周知・定着が図られたことから、違反が確認されたら直ちに裏付け命令を出すよう資料12頁のとおり対応方針の改正も提案され、全快一致で承認されました。

次に議題(2)太平洋南部キンメダイに関する委員会指示ですが、資料2-3と2-4に記載のキンメダイ底刺網漁業の承認に関するもので原案どおり承認されました。これとは別に資料2-1、2-2のキンメダイの資源状況、資源管理の取組状況等について、説明がありましたが一部委員からTACによる数量管理に反対という意見が出されました。水産庁からはTACイコール漁獲枠の削減ではないこと、現状の自主管理の有効性を踏まえてよりよい資源管理を進めていきたいとの説明がございました。

議題(3)広域魚種の資源管理についてと(4)その他については、会議資料3-1以降の内容を御確認いただきたく説明は省略いたします。簡単ですが私からの報告は以上です。

○鈴木会長

ただいま、担当から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○高田委員

会議に出たんですが、以前に比べて、アングラ協会とのC&Rについての発言のトーンが下がっていました。水産庁が

認めないと言っていたのもあるのかと思います。

キンメは、一都三県の中で、千葉が1番TACに反対している感じでした。サバについては、あまり話題には出なかったです。

雰囲気的には、遊漁の方もマグロが増えるために僕らも手伝います、とのことでした。全体的には、前回よりはよかったのかなと思います。

○西原委員

資料2-1の2ページのキンメダイの底刺網漁業の休漁の設定についてですが、11月から翌年の3月とありますが、産卵時期と全然異なっていると思います。キンメダイの産卵期は夏だと思います。

○高田委員

これは、産卵とは関係なく、海域の関係で、禁漁期間を設けていると思います。

○鈴木会長

南の方なので、そもそも水温が高いと思うので、とくに問題はないのかなと思います。

○西原委員

一都三県が3月7日にあると思いますが、一都三県は、どこも1ヶ月以上の休みがあるところが多いと思います。

天竜沖も昔は1ヶ月くらいの休漁を取っていたのですが、近年は出漁日数も少ないので、夏の休みをしっかりと取っていないです。

個体差もあるので、産卵期の始めから終わりまで卵を持っているというわけではないですが、本来は、休みはしっかりと取って欲しいと思います。千葉県なんかは2、3ヶ月休んでいると聞いています。

○高田委員

千葉の方たちは、その2、3ヶ月の間に伊豆の方に来てくれるようです。

期間についてですが、そんなに長く禁漁したら、伊豆の漁師はやっていけないと思います。漁に行かないと稼ぎがないので、なかかな長期間休みづらいのもあると思います。

○鈴木会長

伊豆半島は週休2日と操業時間の短縮で対応しています。

ただ、難しいのは漁業者が1週間休みにしても、その漁場には、プレジャーボートがやりに行ってしまう。漁船が行かない日は把握できないですが、おそらくやっています。

○高田委員

会長が言ったように、期間は空けなければいけないですが、空けてしまうとプレジャーが入ってきて、悪さをしています。漁業者や遊漁船業者が我慢している中で、何か対策を考えないといけないと思います。

また、標識放流を5年ほどやっているんですけど、魚は南へ行っています。伊豆から7、8時間かかる漁場まで移動していた個体もありました。そういう調査もしています。

○鈴木伸洋委員

水産庁が考えているキンメダイ太平洋系群というのと、一都三県キンメダイ、太平洋南部系群はイコールなのですか。それは、違うですね。その定義付けがよくわかりません。

私は南部キンメダイでひとつの資源系群を持っていると思うのですが、そこら辺について水産庁からは何か説明はありましたか。

○伊藤事務局長

管理しやすいのは一都三県だからほぼイコールという発想だと思います。よそで獲れているかはあまり関係ないです。日本のキンメダイは、ほぼそこで完結されているので、全体で考えているというわけではないです。

○鈴木伸洋委員

そうですね。系群の考え方としては、太平洋系群というのはかなり広い考え方だと思います。一都三県のキンメダイは、ある程度その場所で産卵し成長するとは思われます。そこでひとつの系群ができていると思います。

ですが、その考え方が、この系群の分け方からするとあまり分かりません。そのところを整理せずにTACにするのは、どうなのかなと思います。水産庁には、そういうところをはっきりして欲しいと思います。

○伊藤事務局長

会議では漁業者からそういう意見は出ています。

- 鈴木伸洋委員
- 怖いのは、太平洋系群の話の中に、太平洋南部系群の資源管理という話がでてきているということです。大きな話の中で、南部系群が含まれてきてしまいます。一都三県の伝統的な資源管理が考えられていない感じがします。
- 日吉委員
- マサバの自主管理と資料にありましたが、自主的管理措置について、一都三県のことが記載されておりますが、静岡県でも定置で資源管理を行っておりますことをご承知おきいただきたいです。
- 先程、高田委員がおっしゃったことキンメのことについても、資源管理について発信して欲しいと思います。禁漁や自主的管理について、他の方にも理解していただきたいです。
- 鈴木会長
- 遊漁者の報告についてですが、報告期限が5日から3日になりました。その報告義務は遊漁者とありますが、遊漁船だけでなく、プレジャーも対象になると言うことですよ。また遊漁船に乗った漁業者が、遊漁をした場合も対象になるんですよ。
- 松浦主査
- 漁業として行って、おらずで持ち帰る分は漁業分で報告することとなっております。ですが、会長のおっしゃられたとおり、遊漁として行った場合は、漁業としての報告にはなりません。
- これについては、以前、水産庁と話す機会があつて、売らない場合は遊漁だが、売る目的で釣りに行った場合は漁業ということでした。
- 日吉委員
- 遊漁船では、船長ではなく、釣った客に報告義務があります。お客さんに責任が生まれてまいります。そこが難しいです。
- ひとつ県庁に言いたいのが、資格審査について、水産・海洋局と組合検査課では見解がずれています。管轄する組織で、遊漁船業者が漁業者がどうかという見解が違ってきます。漁業者についての見解の違いです。それについて情報共有がされていないと思います。

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和6年3月5日

議長

鈴木精



議事録署名人

日吉直人



議事録署名人

三浦綾子



